

多良木町結婚新生活支援補助金

多良木町では新婚世帯の新居の住居費・引越費用・リフォーム代の補助を行います



■ 補助額

1世帯あたり**30万円**を上限とします。

ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合、**60万円**を上限とします。

■ 対象者

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の①～⑥のすべてを満たす世帯

- ①夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ②直近の夫婦の所得の合計が400万円未満の世帯（貸与型奨学金を返済している場合は、その年の返済額を所得から控除した金額）
- ③対象となる住居が多良木町内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑤過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- ⑥世帯全員が多良木町の町税等の滞納していないこと

■ 対象となる経費

【住居費】

物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当については、補助対象外）

【引越費用】

引越業者や運送業者への支払い（レンタカーなどを借りて自ら引っ越しした場合や、人に手伝ってもらい引っ越しをした場合の経費は対象外）

【リフォーム代】

住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（ただし、外構に係る工事費用、家電の購入・設備費用は補助対象外）

■ その他

領収書のないもの、住居費の土地代、駐車場代、光熱水費、設備購入費などは対象外です。

※補助を受けるためには申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

多良木町役場 福祉課 子育て支援係
電話：0966-42-1255（直通）